

# 証 拠 説 明 書

令和 年 月 日

徳島県労働委員会会長 殿

申立人

徳島県労委令和 年（不）第 号不当労働行為救済申立事件の書証  
甲  
（疎・第 号証 ～ 第 号証）について、次のとおり立証  
乙  
趣旨を説明します。

疎明番号	標 題（作成者）	立 証 趣 旨
甲・乙 第 号証	( )	

- (注) 1 申立人は甲、被申立人は乙に、○印を付すこと。  
2 「立証趣旨」は、箇条書に記載すること。

疎明番号	標 題 (作成者)	立 証 趣 旨
甲・乙 第 号証	( )	
甲・乙 第 号証	( )	